

2014年2月13日
全6頁

なるほど NISA 第4回

英国の ISA との制度比較

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

日本の NISA は英国の ISA に倣って創設されました。株式や投資信託を購入できること、配当や分配金、譲渡益などが非課税となることなどが日本の NISA と英国の ISA の共通点です。しかし、英国の ISA では預貯金や公社債も購入できたり、運用期間に制限がなかったりするなど、日本の NISA と異なる点もあります。今回は、英国の ISA と日本の NISA の制度を比較してみます。

1 日本の NISA と英国の ISA の概要と対象商品

日本の NISA は、英国の ISA (Individual Savings Account) に倣って創設されました。ISA の日本 (Nippon) 版なので、NISA と名付けられました。

英国の ISA は、1999 年に、当時の英国の低い貯蓄率を改善するために、株式の非課税投資制度である PEP (Personal Equity Plan: 個人持株制度)¹ と非課税預金等の TESSA (Tax Exempt Special Savings Account: 免除特別貯蓄口座制度)² を整理・統合して創設されました。制度開始から数度の制度改正を経て現在の形になっています。

現在の英国の ISA は、株式型 ISA と預金型 ISA の 2 種類があり、18 歳以上の³ 英国居住者は、誰でも、株式型 ISA と預金型 ISA のいずれか 1 口座または両方の 2 口座を持つことができます。

「大人」⁴ の国内居住者ならだれでも (N)ISA 口座を開設できて、(N)ISA 口座内で購入した上場株式や投資信託などについて、その配当、分配金や譲渡益が非課税となるところが、英国の株式型 ISA と日本の NISA の共通点です。

ただし、英国の株式型 ISA と日本の NISA で異なる点もいくつかみられます。その 1 つは、運用対象商品です。

日本の NISA で運用対象となる商品は、主に上場株式と公募株式投資信託です。このほか ETF や REIT、新株予約権付社債なども運用対象に含まれますが、公社債や公社債投資信託、預貯金などは対象となっていません。

1) 1987 年に開始

2) 1990 年に開始

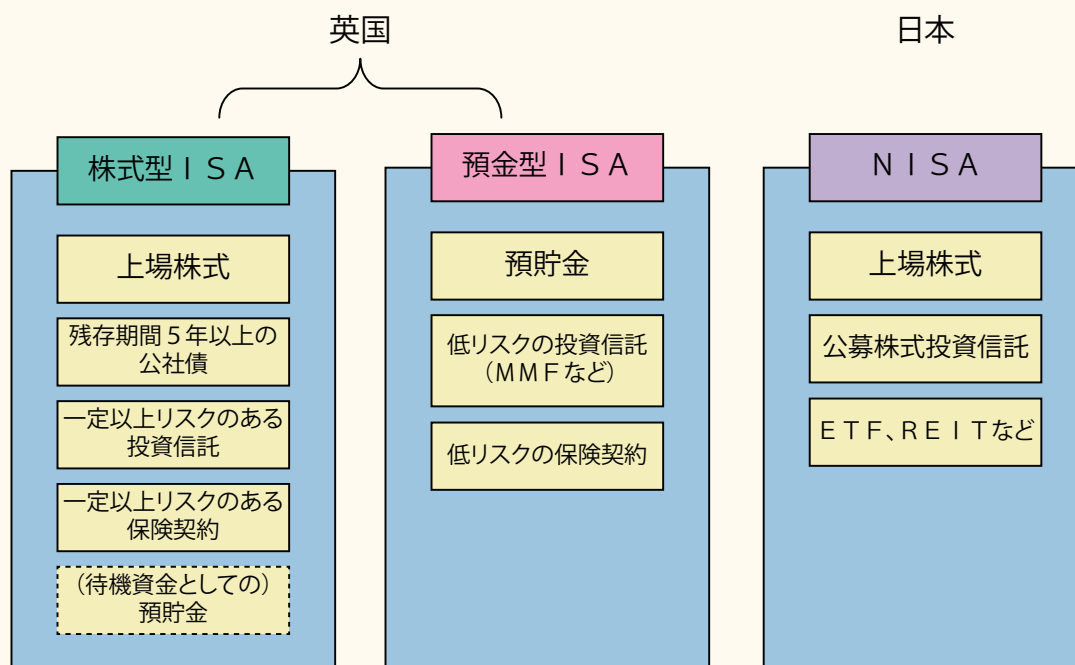
3) 預金型 ISA は 16 歳以上が対象です。

4) 英国では 18 歳以上が「成人」となります。なお、英国には 18 歳未満の英国居住者を対象にしたジュニア ISA もあります。預金型、株式型合わせて、2013-2014 課税年度では年間 3,720 ポンドまで (通常の ISA と異なり、全額を預金型にできます) 拠出できます。16 歳未満の場合は両親等が口座の開設・管理を行い、16 歳以上の場合は本人が開設・管理できます。本人が 18 歳になるまで、原則として、ジュニア ISA からの引出しはできません。本人が 18 歳になるとジュニア ISA は自動的に通常の ISA となります。

一方で、英国の株式型 ISA では、上場株式の他、投資信託、公社債、保険契約などが運用対象に含まれます。また、他の商品で運用するための待機資金としての位置づけではありますが、預貯金も株式型 ISA で運用できる商品に入っていることが特徴です⁵。

なお、英国の株式型 ISA で保有できる投資信託には一定程度以上リスクがある商品（元本が5%以上減るリスクがあるもの）に限定されています。これは、英国には預金型 ISA もあり、MMF などの低リスクな（元本が5%以上減る可能性が低い）投資信託については預金型 ISA の対象としているためです。

図表1 英国と日本のISAの運用対象商品



(出所) 英国内国歳入庁資料、日本の法令等をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

2 投資限度額の考え方と売却・再購入

日本のNISAも英国の株式型ISAも、個人のための少額投資の非課税制度ですので、投資できる金額には限度額があります。その限度額の考え方も、日本と英国では異なっています。

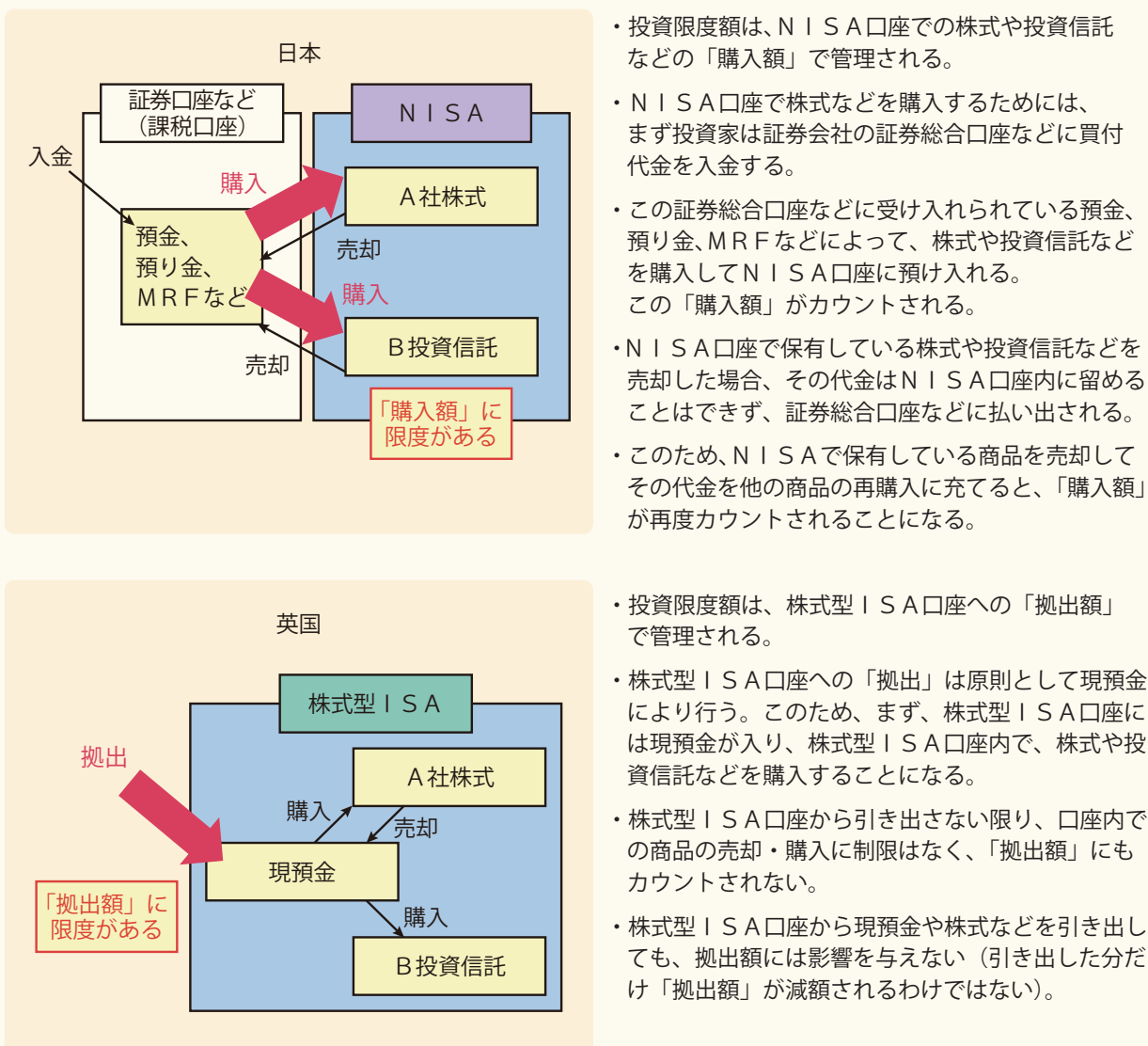
日本のNISAでは、上場株式や公募株式投資信託などの「購入額」に年間100万円の限度があります。一方、英国のISAでは、株式型ISAと預金型ISAの口座への「拠出額」に合計で年間11,520ポンド

⁵ 株式型ISAで保有している預貯金はあくまで待機資金としての位置づけであり、その利子は非課税の対象とはならず、ISAマネージャーが20%の税率で源泉徴収します。

ドの限度（2013-2014 課税年度の限度額、株式型のみで 11,520 ポンドまで拠出可能、預金型は 5,760 ポンドまで）があります。限度額は口座への「拠出額」で管理するため、株式型 ISA で購入した商品を売却した場合、その売却代金は、株式型 ISA の口座内で他の商品の購入代金に充てることができます。株式型 ISA 口座内での商品の売買については、株式型 ISA に新たに資金を「拠出」したわけではないので、「拠出額」にはカウントされません。

日本の NISA の場合、一度 NISA で購入した株式などを売却すると、その売却代金は NISA 口座の外（証券総合口座など）に払い出されます。このため、再度その代金を使って NISA で株式などを購入しようとする、その金額は再度「購入額」にカウントされます。したがって、株式や投資信託などの購入や売却を何度も繰り返すと、あっという間に年間 100 万円の「購入額」の限度に達してしまいます。

図表 2 日本は「購入額」、英国は「拠出額」で投資限度額を管理



(出所) 英国の内国歳入庁資料、日本証券業協会「英国のISA (Individual Savings Account) の実施状況等について」(平成 24 年 11 月)などを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

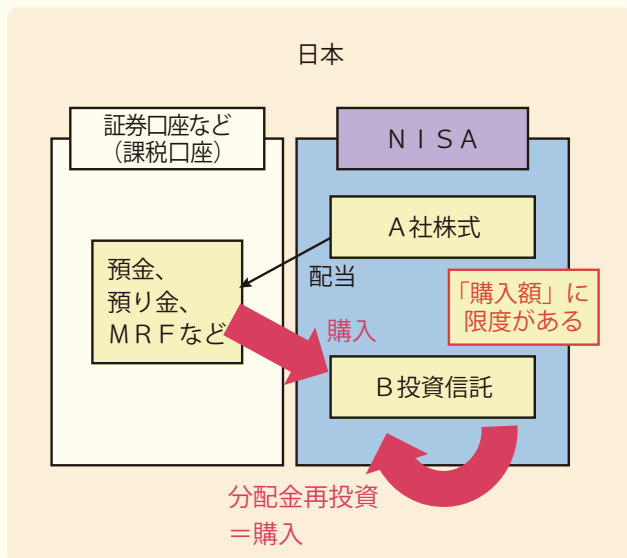
3 配当や分配金の再投資

日本のNISAも、英国の株式型ISAも、その口座で保有している株式や投資信託から配当や分配金が支払われた際に、税金はかかりません⁶。ただし、その配当や分配金がどの口座に振り込まれるかが、日本のNISAと英国の株式型ISAでは異なります。

日本のNISAの場合、投資家がNISAで保有している株式や投資信託について支払われる配当や分配金は、NISA口座に留めておくことはできず、その投資家の証券総合口座などNISA以外の口座に振り込まれます。このため、NISAで保有している株式や投資信託について支払われた配当や分配金を使って新たな株式や投資信託を買おうとすると、それは「購入額」にカウントされます。

分配金再投資型の投資信託の場合、自動で分配金を再度同じ投資信託の買付代金に充ててもらえますが、この場合でも考え方は同じです。一度NISA以外の口座に分配金が支払われた上で、再度「購入」したものと扱われるため、やはり「購入額」にカウントされます。

図表 3-1 配当や分配金の再投資の考え方



- ・NISA口座で保有している株式や投資信託について配当や分配金が支払われると、それはNISA口座内に留めることはできず、NISA口座外の証券口座などに支払われる。
- ・このため、これらの配当や分配金で新たな株式や投資信託を購入する場合、「購入額」にカウントされる。
- ・分配金再投資型の投資信託でも同じ仕組みで、一度NISA以外の口座に支払われた上で、再度「購入」したものと扱われるため、やはり「購入額」にカウントされる。

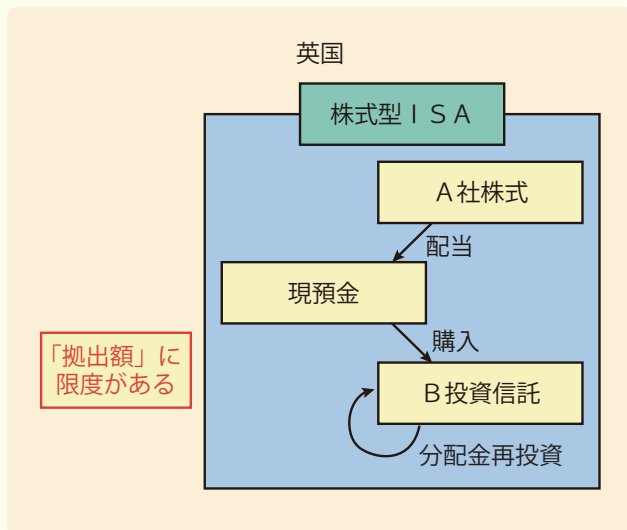
(出所) 英国の内国歳入庁資料、日本証券業協会「英国のISA (Individual Savings Account) の実施状況等について」(平成24年11月)などを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

一方で、英国の株式型ISAの場合、株式型ISAで保有している株式や投資信託について支払われる配当や分配金を株式型ISA口座内に現預金として留めておくことができます。このため、これらの配当や分配金を使って新たな株式や投資信託を購入したとしても、それは株式型ISA口座に新たに資金を「拠出」したわけではないので、「拠出額」にはカウントされません。

分配金再投資型の投資信託についても同様で、これも株式型ISA口座に新たに資金を「拠出」したわけではないので「拠出額」にはカウントされません。

6) ただし、日本のNISAにおいて株式の配当が非課税になるのは、配当の受け取り方法を株式数比例配分方式として、証券口座で配当を受け取る場合に限られます。

図表 3-2 配当や分配金の再投資の考え方



- ・株式型 I S A で保有している株式や投資信託に配当や分配金が支払われると、株式型 I S A 口座内に現預金として留めておくことが可能。
- ・その現預金は、新たな株式や投資信託などの購入代金に充てることができる。これは、新たに株式型 I S A に資金を「拠出」したわけではないので、「拠出額」にはカウントされない。
- ・分配金再投資型の投資信託でも同じ仕組みで、新たに株式型 I S A に資金を「拠出」したわけではないので、「拠出額」にはカウントされない。

(出所) 英国の内国歳入庁資料、日本証券業協会「英国の I S A (Individual Savings Account) の実施状況等について」(平成 24 年 11 月)などを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

4 運用期間の制限

日本の NISA で、株式や投資信託を非課税で保有できる期間は購入した年初から起算して 5 年後の年末まで(最長 5 年間)です。

非課税期間終了時は、株式や投資信託を他の口座(課税口座)に払い出すか、もしくは翌年分の NISA 口座にロールオーバーすることが可能です⁷。ただし、ロールオーバーする際は、その時の時価で「購入」したものとみなされ、ロールオーバーを行った年の NISA 口座での「購入額」にカウントされます。

非課税での運用期間が最長 5 年間に制限されているため、非課税で運用できる累計金額は最大でも拠出額ベースで 500 万円(100 万円×5 年分)となります。

また、現行法では NISA での株式などの購入は 2023 年末、運用は 2027 年末をもって終了となる予定となっています。

一方、英国の株式型 ISA では、運用期間に制限はありません。英国で株式型 ISA が創設されたのが 1999 年度なので、この時から株式型 ISA を始めている投資家は 2013 年度時点で最大 15 年度分(1999 年度～2013 年度分)の ISA 口座を持っています⁸。ISA 口座全体では、非課税で運用できる累計金額は 2013 年度現在、拠出額ベースで最大 12 万 1,080 ポンド(15 年度分の計、各年度の限度額は年度により異なります)で、この金額は ISA 制度が改正されない限り、増え続ける仕組みとなっています。

7) 非課税期間が終了する前の任意の時期に、ある年分の NISA 口座で保有している株式や投資信託を他の年分の NISA 口座にロールオーバーすることも可能です。

8) さらに、2008 年に残存していた PEP が株式型 ISA に移管されています。

図表4 NISAと英国ISAの比較

	日本 (NISA)	英国 (ISA)	
		株式型	預金型
期間	2014年～2023年	1999年～（当初2009年までの10年間の予定で導入。2007年改正で恒久化）	
利用者の資格	20歳以上	18歳以上	16歳以上
投資対象	上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、ETF、REITなど）	株式、公社債、投資信託、保険契約、預貯金等	預貯金、低リスクの公社債投資信託（MMF等）、低リスクの保険契約
非課税対象	配当・分配金、譲渡益	配当・分配金、譲渡益、利子（預貯金の利子は課税）	利子
年間購入・ 拠出限度額 （非課税枠）	100万円	合計で11,520 £（約190万円※）	
		11,520 £（約190万円※）	5,760 £（約95万円※）
従業員持株会 からの移管	不可	可能	—
収益分配金等 の再投資	年間購入額に算入 （非課税枠を消費）	年間拠出額に不算入 （非課税枠を消費せず）	年間拠出額に不算入 （非課税枠を消費せず）
売却額の 再投資	売却した分の元本も再投資額も年間購入額に算入 （非課税枠を消費）	年間拠出額に不算入 （非課税枠を消費せず）	年間拠出額に不算入 （非課税枠を消費せず）
引出し	制限無し	制限無し。年間拠出限度額が引き出した分だけ増えることは無い。	制限無し。年間拠出限度額が引き出した分だけ増えることは無い。
金融機関 の変更	4年ごと（2014年度税制改正で毎年可能に）	毎年及び年途中でも可能	毎年及び年途中でも可能
投資残高及び 開設口座数	475万口座 （2014.1.1）	4,428億 £（約73兆円※）〔2013年〕 2,436万人〔2011年4月〕	
		2,222億 £（約37兆円※）〔2013年〕 777万人〔2011年4月〕	2,206億 £（約36兆円※）〔2013年〕 1,658万人 〔預金型のみ2011年4月〕

※ 1 £ = 165円で換算

（出所）英国の内国歳入庁資料、日本証券業協会「英国のISA (Individual Savings Account) の実施状況等について」（平成24年11月）などを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

（次回予告：なぜこのような制度になったのか？—使い勝手が悪いのには理由があります。）
以上